

【参考】

	基準総則	2012年版 例規集	2012年版 事例集	新規 作成	見直し内容・理由
1	建築物の取扱い	旧P3			・旧題：建築物としての取扱い ・(追加)駐車場の発券機・精算機、可動式ブース ・(削除)炭焼き窯…個別事例により取扱いが異なる場合があるため ・一部の表現を見直した。「布製等の簡易な巻き上げ、軒出し等」→「小規模で簡易な巻き上げ式の庇等」など
2	機械式自動車車庫の高さのとり方	旧P17			・旧題：準用工作物・建築物として取扱う機械式駐車場 ・建築物・工作物としての取り扱いとは県例規集P8と重複するため削除した。 ・一部の表現を見直した。 ・「底盤と一体となった土留め壁」及び「基礎を兼ねる土留め壁」は擁壁と取り扱わないことを明記した。
3	長屋の取扱い	旧P6			・旧題：長屋としての取扱い
4	音楽練習スタジオの取扱い	旧P12			・旧題：貸しスタジオ(個室音楽練習場)の用途としての取扱い ・表現を見直した。
5	学童保育、放課後等サービスの事業に供する施設の取扱い			○	取扱いを明確にするために追加した。
6	住宅展示場における展示用住宅の取扱い			○	本市の取扱いを明確にするために追加した。 愛知県が特定行政庁となる場合の取り扱いとは県ウェブサイト「展示用住宅(モデルハウス)の取扱いについて(平成26年5月)」に掲載。
7	風俗営業等を営む施設について(参考)	旧P11			・旧題：スナック(社交飲食店)の用途としての取扱い ・風営法と建築基準法の関係性を整理した表に変更した。
8	特殊建築物(その他)の取扱い	旧P102			・旧題：特殊建築物(用途変更)の取扱い(削除) ・建材のショールーム…適用事例P203に類似あり ・テレクラ…近年事例がないため ・ゴルフシュミレーター…適用事例P197に類似あり ・ランナーステーション…個別事例により取扱いが異なる場合があるため ・インターネット通信販売店…適用事例P202に類似あり
9	大規模の修繕又は大規模の模様替の取扱い	旧P15			・壁については、総延長から総面積に占める割合に変更した。 ・図を追加した。 ・令和5年3月31日国住指595号(屋根の改修に関する建築基準法上の取扱いについて)を反映した。
10	3階以上の鉄骨造の建築物の柱の防火被覆		旧P113		取扱いを明確にするために追加した。
11	採光のとり方	旧P22			・凡例を修正した。 ・「正面から見た」を面格子等の取扱いの説明に追加した。
12	自動車車庫等の出入口の位置のとり方	旧P25			一部の表現を見直した。
13	危険物の数量が不適格な建築物	旧P28			一部の表現を見直した。
14	確認申請が必要な用途変更	旧P29			・法改正により100㎡→200㎡に変更した。 ・主文と考え方を統合した。 ・百貨店内の取扱いについては、「百貨店としての取扱い」を削除したことから併せて削除した。
15	容積率が不適格の建築物における駐車場部分の用途変更	旧P30			図を見直した。
16	建築設備に係る確認申請の取扱い	旧P32			変更なし
17	工作物の取扱い	旧P33			・旧題：工作物としての取扱い(削除) ・芸術作品(柱状のもの)…個別事例により取扱いが異なる場合があるため。 ・懸垂幕用のガイドレール…壁面に取り付けるものを想定していたが、不要と取り扱うこととした。 ・地下式駐車場の周囲壁…駐車設備の基礎を兼ねるものは不要と取り扱うこととした。 (追加) ・2(2)外壁面に設ける広告板で「それ自体の長さが4mを超えるもの」を追記した。 ・2(5)目隠し塀に「屋上に設ける」を追記した。また、建築物と一体的ではない広告塔の条件を満たすものに限った。 ・4(6)「建築物の内部に設ける工作物」を追加した。 ・5(2)擁壁の図を追加し、水路がある場合の高さの取り方を示した。
18	建築設備としての昇降機の取扱い	旧P35			・旧題：昇降機の建築設備等としての取扱い ・一部の表現を見直した。 ・3(1)にエスカレーターを追加した。
19	建築物と一体的ではない広告塔の取扱い	旧P36			・旧題：屋上広告塔等の高さに関連した取扱い ・構造的に一体ではないことを条件として明示した。
20	高い開放性を有する建築物の建築面積の取扱い			○	取扱いを明確にするために追加した。
21	床面積の算定			○	取扱いを明確にするために追加した。
22	自動車車庫等部分の取扱い	旧P48			・旧題：駐車施設の用途に供する部分の取扱い ・一部の表現を見直した。
23	建築物の高さ	旧P42			・建設省事務連絡以外の部分を明確にした。 ・「※3」を追加した。
24	高架の工作物の上部に設ける建築物の取扱い	旧P5			イラストを追加した。
25	軒の高さ	旧P45			一部の表現を見直した。
26	階数の算定等	旧P46			・適用事例P107に記載があるため「3. 地階の規定における地盤面の取扱い」を削除した。 ・建設省事務連絡以外の部分を明確にした。
27	地盤面の設定	旧P37			・建設省事務連絡以外の部分を明確にした。 ・50cm以下の盛土は水平面が2m以上の広がりがなくとも、局所的な盛土に該当しないことを追記した。
削除	遊技場の取扱い	旧P8			県例規集P8に類似の記載があるため。
削除	百貨店としての取扱い	旧P9			近年の取り扱い事例がないため。
削除	農家民宿等としての取扱い	旧P10			平成17年1月17日国住指第2496号(農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて)と同一であるため。

削除	「居室」の取扱い	旧P13		県例規集P15に類似の記載があるため。
削除	改築としての取扱い	旧P14		適用事例P48及び県例規集P17に類似の記載があるため。
削除	地下街との接続における別棟の取扱い	旧P18		「地下街に関する方針・基準」(市街路計画課ウェブサイト)にて地下街への接続基準を掲載しているため。
削除	中間検査の指定対象建築物の取扱い	旧P20		「中間検査に係る特定工程及び検査手数料の算定について」(市建築審査課ウェブサイト)で掲載されているため。
削除	木造建築物等以外の建築物とみなす取扱い	旧P21		木材、プラスチックその他の可燃材料でつくられたもののほかに、難燃・不燃材料で作られたものも「木造建築物等」とする取扱いになっていたため。
削除	シックハウス規定に関する取扱い	旧P24		法改正から相当期間が経過し、シックハウスの取り扱いが浸透したため。
削除	敷地外にある「がけ」の適用	旧P26		県条例の解説に類似の記載があるため。
削除	看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物	旧P27		法文の通りの内容のため。
削除	用途変更による類似の用途相互間の取扱い	旧P31		国住指4718号(平成28年3月31日)が発出されたため。

	防火・避難	2012年版 例規集	2012年版 事例集	新規 作成	見直し内容・理由
1	耐火建築物の免除区画等に用いる間仕切壁の取扱い	IBP52			・旧題：耐火建築物における免除区画等の適用 ・簡易耐火建築物の表現を削除 ・条項移動に伴う変更
2	ガソリンスタンドのキャノピー部分における防火措置			○	取扱いを明確にするために追加した。
3	道路内の建築物に対する延焼のおそれのある部分の取扱い		旧P112		取扱いを明確にするために追加した。
4	自転車置場の屋根をポリカーボネート板でふいた場合の取扱い	IBP53			・旧題：屋根をポリカーボネート板でふく場合 ・自転車置場については、ポリカーボネート板でふいた場合であっても、延焼のおそれのある部分は生じない取り扱いとした。 ・参考情報を追加した。
5	防火設備とみなす塀の高さ等の取扱い		旧P112		本市の取扱いを明確にするために追加した。（防火避難規定と異なる。）
6	非常用の昇降機の設置免除の取扱い	IBP55			・旧題：非常用昇降機の設置免除の取扱い ・防火避難規定で記載のある内容（開口のない耐火壁区画部分）も追加し、設置免除の取扱いがまとめてわかるようにした。
7	非常用エレベーターの乗降ロビー（共用）の取扱い		旧P117		本市の取扱いを明確にするために追加した。（県例規集と異なる。）
8	廊下幅のとり方	IBP56			図中にコメントを追加した。図を一部見直した。
9	廊下幅における３室以下の専用のものの取扱い	IBP66			図中にコメントを追加した。
10	避難階の取扱い	IBP67			・旧題：避難施設等の規定における避難階としての取扱い ・一部の表現を見直した。
11	避難上有効なバルコニーの取扱い	IBP58			・避難器具についての記述を見直した。 ・避難器具の設置を免除することはできないことを追加した。 ・避難階において建築物内を通るとき条件として、「仕上げ・下地の不燃、非常用照明の設置、段差なし」を追加した。 ・「（注）消防法…」コメントを削除した。
12	直通階段の設置を要しない場合の避難階段及び特別避難階段の取扱い			○	取扱いを明確にするために追加した。
13	屋外避難階段から2m以内の開口部の取扱い	IBP61			・旧題：屋外避難階段の開口部の取扱い ・図を見直した。
14	屋外避難階段に近接した換気口等の取扱い	IBP60			・旧題：屋外避難階段に近接した換気口等の取扱い ・物置、トランクルーム、PS等が近接した場合の取扱いを追加した。
15	梁型が近接している場合の屋外避難階段と床面積の取扱い		旧P137		取扱いを明確にするために追加した。
16	可動間仕切壁等の取扱い		旧P117		取扱いを明確にするために追加した。
17	排煙上有効となる排煙口の取扱い	IBP63			・語句変更「ドアチェック」→「ドアクローザー」 ・考え方を見直した。
18	開放廊下における非常用の照明装置の取扱い			○	本市の取扱いを明確にするために追加した。（防火避難規定と異なる。）
19	敷地内の通路を屋内に設ける場合の取扱い	IBP57			・駐車場の一部に設ける場合の条件を追加した。 ・段差なしを条件として追加した。
20	開口部のない耐火構造の壁での区画の検証方法	IBP64			一部見直した。
21	まきストーブ等を用いる室の内装制限について	IBP68			・旧題：まきストーブを用いる室の内装制限 ・火が外に出ない燃焼器具の取扱いを追加した。
22	階段の竪穴区画等に面して設けるＰＳ等の戸の取扱い			○	取扱いを明確にするために追加した。
23	共同住宅における自動車車庫部分の異種用途区画			○	取扱いを明確にするために追加した。
24	防火上主要な間仕切壁を準耐火構造としない場合について（参考）			○	法文の解説を追加した。
25	木造建築物等における外壁及び軒裏の取扱い	IBP69			変更なし
26	ソーラーパネルの屋根としての取扱い	IBP70			条項移動等により本文を一部見直した。
27	建築物が防火地域と準防火地域にわたる場合の構造制限について	IBP71			・旧題：防火壁により区画した建築物の構造規定について ・条項移動等により本文を一部見直した。
削除	耐火建築物の屋根に設ける点検口の取扱い	IBP51			近年の取り扱い事例がないため。
削除	木造３階建共同住宅における技術的基準の取扱い	IBP54			法改正が行われたため。
削除	排煙無窓居室における排煙告示の適用	IBP65			近年の取り扱い事例がないため。

	集団規定	2012年版 例規集	2012年版 事例集	新規 作成	見直し内容・理由
1	区画整理施行地区内の道路の取扱い	旧P75			・旧題：区画整理施行地区内の歩行者専用道路等の取扱い 歩行者専用道路以外についても追加した。
2	道路の拡幅予定部分に面する敷地の取扱い	旧P76			・旧題：計画(予定)道路の拡幅部分の取扱い ・表現を一部見直した。
3	敷地と道路に高低差がある場合の取り扱い			○	本市の取扱いを明確にするために追加した。 愛知県が特定行政庁となる場合は県ウェブサイト「道路と敷地に高低差がある場合の敷地から道路に通ずる有効な通路等に関する取扱い(平成24年3月)」に掲載済み。
4	道路の認定幅員に水路が含まれている場合の取扱い		旧P122		取扱いを明確にするために追加した。
5	道路内に設置される門、塀、植栽等の取扱い	旧P77			・旧題：道路内に設置される門、塀、植樹、柵等の取扱い ・柵を削除したほか、一部表現を見直した。
6	診療所の用途規制	旧P80			・旧題：診療所としての取扱い ・「全体を営む施設」を追加した。
7	分譲マンションのモデルルームの用途規制	旧P83			変更なし
8	タイヤ販売店の用途規制			○	取扱いを明確にするために追加した。
9	スーパー銭湯の用途規制	旧P84			・旧題：大規模集客施設(スーパー銭湯)の用途規制 ・適用事例「スーパー銭湯」P201に則った取り扱いとした。
10	工場等における原動機及び作業場の取扱い	旧P79			・旧題：原動機等としての取扱い ・植物工場の取扱いを追加した。 ・作業場の床面積制限は敷地内の合計で行うことを追記した。 ・手作業で行う作業場も面積制限の対象であることを追加した。
11	「吊上式自動車庫の取扱い」について	旧P86			・旧題：昇降機によるバレット式自動車庫の用途規制 ・一部表現を見直した。(バレット式→垂直循環方式など)
12	圧縮水素スタンド(水素ステーション)の用途規制	旧P82			・旧題：圧縮天然ガススタンドの用途規制 ・事例の少ない圧縮天然ガススタンドから、近年相談事例が多い、圧縮水素ガススタンドに変更した。
13	地下貯蔵槽の取扱い		旧P123		取扱いを明確にするために追加した。
14	バイオディーゼル燃料・メタンガスの製造		旧P122		取扱いを明確にするために追加した。
15	用途が既存不適格となる建築物の用途変更の取扱い			○	取扱いを明確にするために追加した。
16	容積率の算定における特定道路からの距離のとり方	旧P89			事例を追加した。
17	建蔽率が緩和される敷地の指定	旧P90			・旧題：建ぺい率の緩和される敷地の指定 ・事例を追加した。
18	敷地が防火地域等の内外にわたる場合の建蔽率の緩和について(参考)			○	技術的助言の解説を追加した。
19	外壁後退の緩和の規定の適用1	旧P91			外壁後退の適用がない部分に「梁型、基礎の立上り、庇の部分」などを追加した。
20	外壁後退の緩和の規定の適用2			○	取扱いを明確にするために追加した。
21	斜線制限(道路斜線、隣地斜線、北側斜線、高度地区)における建築物の屋上部分	旧P92・93			・旧題：道路斜線及び隣地斜線の規定における建築物の屋上部分 ・旧題：北側斜線及び高度斜線の規定における建築物の屋上部分 ・道路・隣地と北側・高度で分離されていた項目を同一の項目とした。 ・開放性の高い縦格子の手すりの例として、「パイプ、鉄網」を追加した。
22	道路斜線の規定における前面道路の幅員の取扱い	旧P94			図を一部見直した。
23	容積率緩和制度等を適用する場合の道路斜線(適用距離)の取扱い			○	取扱いを明確にするために追加した。
24	後退距離の算定における建築物の部分の取扱い	旧P96			・旧題：道路斜線の規定における建築物の部分の取扱い ・「6. 建築物に附属する塀を兼ねる防音塀・広告板(道路中心から高さ1.2mを超えるもの)は道路斜線の後退距離の算定において対象とする。」を追記した。
25	道路斜線の緩和における線路敷の取扱い	旧P98			・旧題：前面道路の反対側にある駅舎等の取扱い ・高架の線路敷きの取扱いについて追加した。 ・線路敷にプラットホームの上家がある場合の取扱いを変更した。
26	道路、公園、水面が連続する場合の形態制限等の緩和			○	取扱いを明確にするために追加した。
27	日影の5m・10m規制のとり方	旧P104			変更なし。
28	用途地域が建築物の部分で異なる場合の高さ等の取扱い			○	取扱いを明確にするために追加した。
29	高度地区における斜線制限の取扱い	旧P99			・旧題：高度地区における北側斜線制限の取扱い ・「道路、公園、水面が連続する場合の形態制限等の緩和」と重複する箇所は削除した。 ・一部の表現を見直した。
30	用途上の可分・不可分の取扱い	旧P105			住宅としての機能が満足するものとして、台所・便所のほか、浴室を追加した。
削除	日用品の販売店舗としての取扱い	旧P78			県例規P143に類似の記載があるため。
削除	駐輪場の用途規制	旧P81			自転車が自動車に含まれないことは明らかのため。
削除	大規模集客施設の駐車場の取扱い	旧P85			「特別用途地区の概要 Q&A」(市建築指導課ウェブサイト)に記載されているため。
削除	共同住宅のアルコーブ部分に係る容積率不算入部分の取扱い	旧P87			県例規P48、180に類似の記載があるため。
削除	最低限高度地区の規定(7m以上)の適用	旧P101			本市内の最低限高度地区が廃止されているため。